

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が平成29年(2017年)9月29日付け平29薬務第482号及び同日付け平29薬務第483号で行った公文書開示請求の却下決定（以下「本件各処分」という。）は、妥当である。

なお、本件各処分に対する審査請求に係る諮問は、平成29年12月15日付け平29薬務第672号及び同日付け平29薬務第673号の2件であるが、同種の開示請求に係る決定に対する審査請求に係る諮問であり、その請求内容も同一であることから、2件を併合して審査した。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成29年9月26日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「平成29年9月22日、山口県情報公開センターで、山口県薬務課職員から開示を受けた公文書内容に対し、その請求人が、その公文書内容に対しての、山口県薬務課職員へ説明をし、山口県薬務課長から、その回答を求めた内容における山口県薬務課内における報告文書」及び「平成29年9月26日、山口県薬務課内で、山口県薬務課職員から開示を受けた公文書内容に対し、その請求人が、その公文書内容に対し、山口県薬務課職員へ説明し、山口県薬務課長から、その回答を求めた内容について、山口県薬務副課長と請求人が対談した内容における、その報告文書」の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件各請求に係る公文書（以下「本件対象各公文書」という。）は存在しないとして、本件各処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件各処分を不服として、平成29年10月31日付け及び同年11月1日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

薬務課職員による対応の相違が発生し、その内容が、県の各部署や中国電力上関原

子力発電所立地等にもかかわる問題ともなっているため。

薬務課からの対応は、改善要求するも、「課内で口頭のみで報告を行い、公文書については作成されておらず存在しないため」と主張され、社会不安にもつながるため。

3 実施機関の理由説明に対する意見

- (1) 審査請求人は、平成28年度山口県中央県民相談室（以下「中央県民相談室」という。）の相談受付簿No.547に記載のとおり、「実家のそばに大規模な太陽光パネルが設置される。等」については、遡ること、平成28年9月29日、実施機関へ相談をしに行っている。よって、実施機関からの弁明書の内容に強く反論する。
- (2) 今回、その提出する証拠書類、審査請求人による連絡書面20枚各内容が実施機関には、ありながら、実施機関からの弁明書は、審査請求人に対し、配慮がない。また、経済産業省中国経済産業局総務課職員と審査請求人との連絡もあるが、その責任については、今後、実施機関へ帰していくとの経済産業省の対応も、審査請求人にはそれがある。
- (3) よって、中央県民相談室相談に記載をされて、審査請求人からは、その中央県民相談室へ既提出済み、宇部市長宛請求書等へと至る内容に沿い、実施機関へ迅速なるその履行を求める。
- (4) 今までの審査請求人による中央県民相談室相談の各内容については、重大な責任が内外の諸機関に度重なり発生しているために、実施機関からの遅延対応による回復処置も、この機会にそれを強く求める。

第4 実施機関の説明要旨

審査請求人は、平成29年9月13日に薬務課長あてに「連絡文3枚」をFAX送信後、薬務課長に電話して意見や助言を求めた。

「連絡文3枚」は、薬務課に関係する部分では、薬務課職員の対応に納得いかない点があるとの記載があるものの、具体的内容が不明であり、電話でも確認できなかった。また、薬務課職員への聞き取りによっても、審査請求人への対応に不適切な点は認められなかったため、薬務課として特に意見や助言すべきものはないと判断した。

続いて、審査請求人は、同月14日に前日の「連絡文3枚」及び薬務課長への電話内容に関する薬務課内の報告文書について開示請求を行った。

薬務課職員は、同月22日に情報公開センターにおいて、審査請求人に対し、請求のあった公文書の写しを交付した。

その際、薬務課職員が審査請求人に対し、薬務課長からの意見や助言はない旨を伝えたところ、審査請求人は、平成21年頃、勤務していた高校において献血啓発活動に従事していたが、当時の防府健康福祉センターの担当者が校長を通さず、直接自分に献血啓発活動の実施を依頼してきたこと、その業務が多忙で家族の不幸に気付かなかったことなどを話し、このことについても、薬務課長の意見や助言を求めた。

相談の内容は、薬務課以外の県の機関の事務執行に係るものであり、さらに、その業務が多忙で家族の不幸に気付かなかったという内容は薬務課として対応し得る問題

ではないことから、薬務課として特に意見や助言すべきものはないと判断した。

また、審査請求人は、同月26日に薬務課を訪問し、同月22日の相談内容に関する薬務課長の意見や助言を求めたので、対応した薬務課副課長が薬務課長からの意見や助言はない旨を伝えた。

さらに、審査請求人は、同月26日に再度来庁し、情報公開センターにおいて、薬務課職員に対し、本件各請求を行ったが、本件各処分が行われたのは、薬務課職員による対応内容が異なるためだと主張する。

しかし、同月22日の相談内容は、薬務課以外の県の機関の事務執行に係るものであり、さらに、その業務が多忙で家族の不幸に気付かなかったという内容は薬務課として対応し得る問題ではないことから、薬務課として相談記録を作成する必要はないものとして文書は作成していない。また、同月26日の面談に際しては、薬務課副課長は、薬務課長からの意見や助言はない旨を審査請求人に伝えたのみであって、薬務課として相談記録を作成する必要はないものとして文書は作成していない。

全ての相談対応に関する文書を作成しなければならないとの法令の定めはなく、また、当該2件の相談対応についての薬務課長への報告は口頭で行っているため、該当する文書は存在しない。

さらに、審査請求人は、薬務課職員間の対応の相違が、県の各部署や中国電力上関原子力発電所立地等にもかかわる問題ともなっているため、本件各処分の取消しを求めると主張している。

しかし、本件各処分は、本件対象各公文書が存在しなかったため、条例の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら不当な点は存在せず、審査請求人の主張は理由がない。

第5 審査会の判断

1 本件対象各公文書の内容

本件対象各公文書は、「平成29年9月22日、山口県情報公開センターで、山口県薬務課職員から開示を受けた公文書内容に対し、その請求人が、その公文書内容に対しての、山口県薬務課職員へ説明をし、山口県薬務課長から、その回答を求めた内容における山口県薬務課内における報告文書」及び「平成29年9月26日、山口県薬務課内で、山口県薬務課職員から開示を受けた公文書内容に対し、その請求人が、その公文書内容に対し、山口県薬務課職員へ説明し、山口県薬務課長から、その回答を求めた内容について、山口県薬務副課長と請求人が対談した内容における、その報告文書」である。

2 本件対象各公文書の存否

まず、公文書についてであるが、条例第2条第2項において、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、

当該実施機関が保有しているものをいう。」と定められている。

また、「実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共有文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味するので、これらの定義及び趣旨を踏まえて、本件対象各公文書の存否について判断する。

審査会において、実施機関に確認したところ、平成29年9月22日における薬務課職員の審査請求人への対応については、審査請求人からの相談内容が、薬務課以外の県の機関の事務執行に係るものであり、さらに、内容も薬務課として対応し得る問題ではないことから、所属長へ口頭での報告は行ったものの、相談記録を作成する必要はないものとして文書は作成していないとのことである。

また、同月26日における薬務課職員の審査請求人への対応については、同月22日の相談内容に関する所属長の意見や助言を求められたことに対し、意見や助言はない旨を伝えたのみであることから、所属長へ口頭での報告は行ったものの、相談記録を作成する必要はないものとして文書は作成していないとのことである。

公文書の作成については、すべての相談対応に関する文書を作成しなければならないとの法令等の定めはなく、個別具体的内容に応じて、実施機関において判断されているところである。

本件各請求についても、内容を勘案して相談記録を作成する必要はないと判断し、報告は口頭で行ったため、該当する文書は存在しないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

3 その他

なお、審査請求人は、実施機関の対応等について、審査請求書及び反論書に文書を添付し種々述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成29年12月15日	実施機関から諮問を受けた。
令和元年5月20日	事案の審議を行った。
令和元年7月23日	事案の審議を行った。
令和元年9月10日	事案の審議を行った。
令和元年11月12日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長
高 松 恵 子	司法書士	会長職務代理者
水 谷 芳 昭	公認会計士	

(令和元年11月12日現在)